別表八（二）　外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

外国子会社の名称等	名称	1					
	本店又は主たる事務所の所在する国名又は地域名	2					
	本店又は主たる事務所の所在地	3					
	主たる事業	4					
	発行済株式等の保有割合	5	%	%	%	%	
	発行済株式等の連結保有割合	6	%	%	%	%	
益金不算入額等の計算	支払義務確定日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	
	支払義務確定日までの保有期間	8					
	剰余金の配当等の額	9	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円	
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円	
	法第23条の２第２項第１号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無	
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額の計算	法第23条の２第３項又は第４項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
		損金算入対応受取配当等の額の計算 (9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	13	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円
		(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	14	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円
		損金算入対応受取配当等の額 (9)×(14)/(13)	15	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円
		益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 ((9)又は(15))	16	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円
		(16)に対応する外国源泉税等の額 ((10)又は(10)×(14)/(13))	17	（　）円	（　）円	（　）円	（　）円
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 ((9)－(16))×５％		18				
	法第23条の２の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9)－(16)－(18)		19				
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 （別表十七（三の四）「23」＋「25」）		20				
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 （別表十七（三の四）「24」）		21				
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19)＋(20)＋(21)		22				
	法第39条の２の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10)－(17)		23				
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 （別表十七（三の四）「28」）		24				
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23)－(24) （マイナスの場合は０）		25				
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 ((22)欄の合計)		26	円			
	損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 ((25)欄の合計)		27				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表八(二)の表を次のように改める。